

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年6月28日 10時10分ごろ
発生場所	宮崎県宮崎市青島 ^{あお} 東方沖 日向青島 ^{ひゅうが} 灯台から真方位090° 1,850m付近 (概位 北緯31°48.4′ 東経131°29.9′)
事故の概要	プレジャーボート ^{アシュラ} Asuraは、南進中、同乗者2人が波による船体動揺で負傷した。
事故調査の経過	令和2年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート Asura、4.2トン 294-25849宮崎、個人所有 7.75m (Lr) × 2.65m × 1.87m、FRP ガソリン機関（船外機）、257kW、令和元年7月
乗組員等に関する情報	船長 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成31年1月18日 免許証交付日 平成31年1月18日 (令和6年1月17日まで有効) 同乗者A 50歳 同乗者B 52歳 同乗者C 47歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者B）、軽傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 東南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1.0m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り込み、同乗者A、同乗者B及び同乗者Cほか友人（以下「同乗者」という。）6人を乗せ、宮崎県日南市大島 ^{にちなん} でバーベキューを行う目的で、令和2年6月28日09時45分ごろ宮崎市宮崎港のマリーナを出発した。 本船は、船長が舵輪の前で立った姿勢で操船し、同乗者Aが船首部

	<p>右舷側に、同乗者Bが船首部中央に、同乗者Cが船首部左舷側にそれぞれ両足を舷外に出し、両手で船首部の手すりを握って座った姿勢で、その他の同乗者が操縦席周辺のソファに座った姿勢で、船首方から波高約1.0mの波を受けながら、機関回転数毎分（rpm）約3,500、約16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南進した。</p> <p>船長は、青島北北東沖を南進中、約1.5mの波が発生して船首方から打ち寄せて来たものの、過去にも同様な波を乗り切った経験があったので、同じ進路及び速力で航行し、波に乗ったタイミングで速力を約5knに落とし、船首部の同乗者3人が腰掛けた姿勢のまま波を乗り切り、その後再び速力を約16knに戻して航行を続けた。</p> <p>本船は、青島東方沖を南進中、船長が、船首方約40mに再び約1.7～2.0mの波を認めたものの、先ほどの波と同様に乗り切れると思い、同乗者に対して注意喚起を行うこともなく同様に航行したところ、船首部が大きく上下に動揺し、10時10分ごろ船首部にいた同乗者3人が宙に浮き上がって落下し、臀部を甲板に打ち付け、同乗者A及び同乗者Bが腰部を負傷した。</p> <p>同乗者A及び同乗者Bは、日南市油津港で下船して救急車で病院に搬送され、同乗者Bが34日間の入院を要する腰椎破裂骨折、椎弓骨折等と、同乗者Aが応急手当を受けて帰宅後に宮崎市内の病院で受診し、5日の外来治療を要する腰椎圧迫骨折等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の状況、写真2 船首部の同乗者3人の配置状況（再現） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故後、船首部に同乗者を乗船させなければ、また、大きな波が来た際には、同乗者に対して注意喚起を行うとともに、事前に減速して波を乗り切れれば良かったと思った。</p> <p>同乗者Aは、本事故直前に大きな波が来るのに気づき、危険を感じて手すりを強く握って身構えた。</p> <p>同乗者Bは、本事故時、船首方すぐ近くを見ていて大きな波が来るのに気付かなかった。</p> <p>同乗者Cは、本事故直前に大きな波が来るのに気づき、危険を感じて手すりを強く握って押すようにして身構えた。</p> <p>気象庁のウェブサイトによれば、波の高さについて、同じような波の状態が続くとき、100波に1波の確率で有義波高の1.5倍、1,000波に1波の確率で2倍近い高波が出現する。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、船首部に同乗者3人を乗せ、船首方から波高約1.0mの</p>

	<p>波を受けながら青島東方沖を約16knの速力で南進中、波高約1.7～2.0mの波が発生して船首方から打ち寄せて来た際、船長が同じ速力で航行を続けたことから、波に乗ったタイミングで速力を約5knに落としたものの、船首が大きく上下に動揺し、船首部にいた同乗者が宙に浮き上がって落下し、臀部を甲板に打ち付け、同乗者A及び同乗者Bが負傷したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船首部に同乗者3人を乗せ、船首方から波高約1.0mの波を受けながら青島東方沖を約16knの速力で南進中、波高約1.7～2.0mの波が発生して船首方から打ち寄せて来た際、船長が同じ速力で航行を続けたため、船首が大きく上下に動揺し、船首部にいた同乗者3人が宙に浮き上がって落下し、臀部を甲板に打ち付け、同乗者A及び同乗者Bが負傷したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、100波に1波の確率で有義波高の1.5倍、1,000に1波の確率で有義波高の2倍近い高波が出現することがあるので、人を乗船させる際には、上下動の激しい船首部を避け、船体後部等の安全な場所に乗船させること。 ・ 船長は、大きな波を認めた際には、同乗者に対して手すり等にかまって体を保持するなどの注意喚起を行うとともに、事前に十分に減速して波を乗り切ること。

付図1 事故発生経過概略図

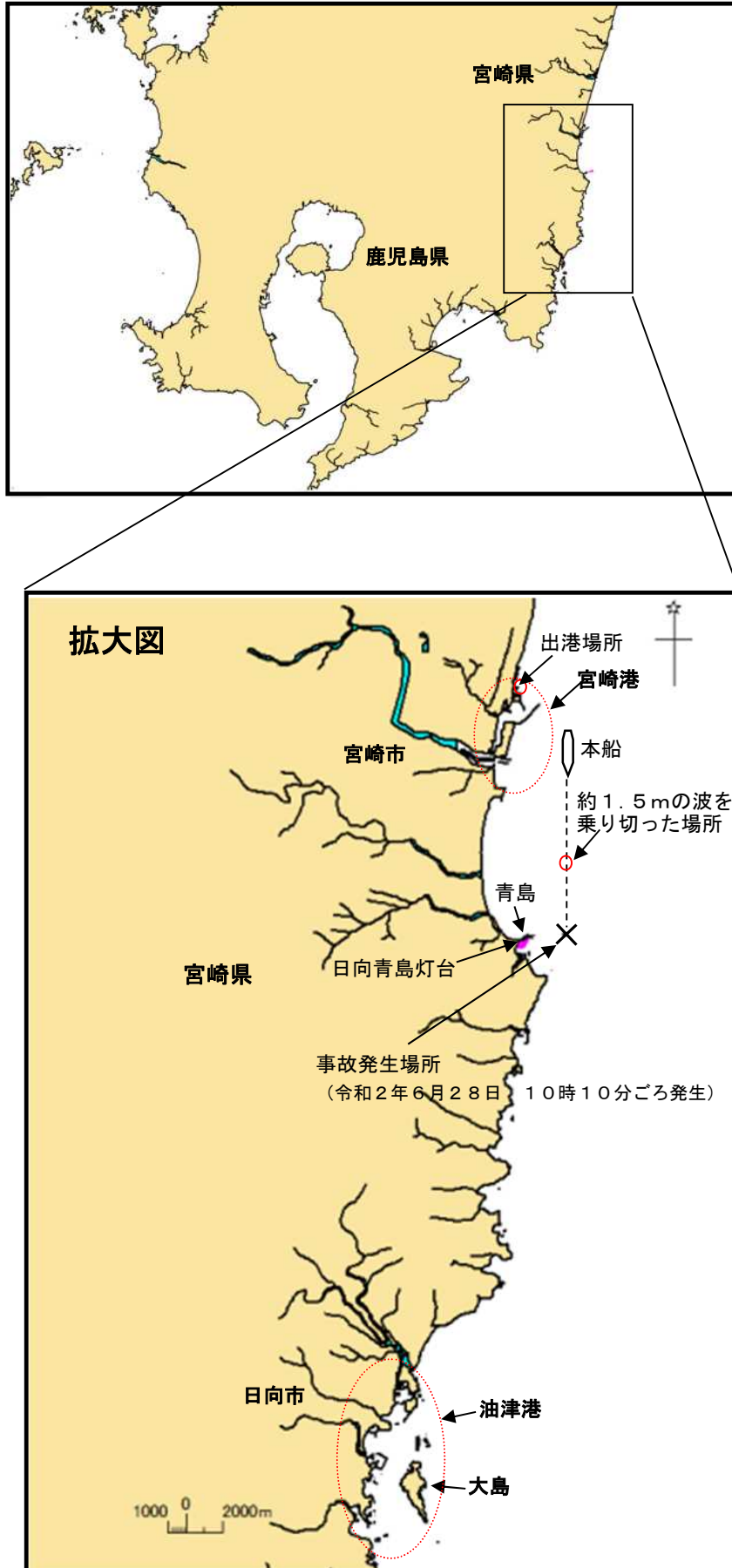


写真1 本船の状況



写真2 船首部の同乗者3人の配置状況（再現）

